

# 東京都北区居住支援協議会「設立総会」 次第

期日：平成31年3月25日（月曜日）

時間：午前10時から

会場：岸町ふれあい館 第2集会室

開 会

出席者紹介

議 事

- 1 東京都北区居住支援協議会の設立趣旨について
- 2 東京都北区居住支援協議会 会則（案）及び会員（案）について
- 3 会議の公開等に係る取扱いについて
- 4 今後のスケジュールについて
- 5 意見交換

閉 会

## 【配布資料】

- |        |  |
|--------|--|
| 資料1    | 東京都北区居住支援協議会「設立総会」出席者名簿                          |
| 資料2    | 「北区居住支援セミナー」の開催概要について                            |
| 資料3    | 東京都北区居住支援協議会について                                 |
| 資料4    | 【議案1】東京都北区居住支援協議会会員（案）                           |
| 資料5    | 【議案2】東京都北区居住支援協議会会則（案）                           |
| 資料6    | 【議案3】会議の公開等に関する取扱いについて                           |
| 資料7    | 今後のスケジュールについて                                    |
| （参考資料） | 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会について<br>（東京都居住支援協議会パンフレット） |

期日：平成31年3月25日（月）  
 時間：午前10時から  
 会場：岸町ふれあい館 第2集会室

東京都北区居住支援協議会「設立総会」 出席者名簿

	団体名	役職等	氏名
1	公益社団法人 東京都宅建物取引業協会 北区支部	支部長	まつした ふくとし
			松下 福利
2	北区民生委員児童委員協議会	十条地区民生委員児童委員協議会 会長	さとう しんいち
			佐藤 伸一
3	社会福祉法人 北区社会福祉協議会	生活困窮者自立支援係長	うえだ あゆこ
			上田 文子
4	特定非営利活動法人 ピアネット北	理事長	いのうえ よしこ
			井上 良子
5	特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会	副会長	はねだ しげる
			羽田 茂
6	特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ	理事長	しょうじ ようこ
			庄司 洋子
7	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	経営管理部事業推進課長	もりずみ はるお
			森住 春夫
8	東京都北区健康福祉部	健康福祉部長	おのむら ひろゆき
			小野村 弘幸
9	東京都北区健康福祉部	健康福祉課長	たなか ひでゆき
			田中 英行
10	東京都北区健康福祉部	健康福祉課健康福祉係長	たなか なおこ
			田中 直子
11	東京都北区健康福祉部	生活福祉課長	はまさき しょうぞう
			濱崎 祥三
12	東京都北区健康福祉部	高齢福祉課長	いわた なおこ
			岩田 直子
13	東京都北区健康福祉部	障害福祉課長	かとう とみお
			加藤 富男

14	東京都北区健康福祉部	長寿支援課長	さかい りみこ
			酒井 史子
15	東京都北区健康福祉部	介護保険課長	あさか のぶこ
			浅香 伸子
16	東京都北区まちづくり部	まちづくり部長	よこお まさひろ
			横尾 政弘
17	東京都北区まちづくり部	住宅課長	とちお しゅんすけ
			栢尾 俊介
18	東京都北区まちづくり部	住宅課住宅計画係長	さかい まさとし
			酒井 雅俊
19	東京都北区まちづくり部	住宅課住宅計画係主査	むとう こうへい
			武藤 康平
20	東京都北区教育委員会子ども未来部	子ども未来課次世代育成係	まつした りゅうじ
			松下 竜二

# 「北区居住支援セミナー」の開催概要について

○日時及び場所

平成31年1月22日（火）午後2時から午後4時まで 北とぴあ第一研修室

○参加者

50名（不動産関係11名 福祉関係14名 行政関係10名 北区職員11名 その他4名）

○内容

第1部 テーマ：新たな住宅セーフティネット制度と居住支援協議会の概要

講師：北区まちづくり部住宅課長 梶尾 俊介

第2部 テーマ：空室対策と既入居者の高齢化に伴うリスク回避策

講師：ホームネット株式会社（東京都居住支援法人第1号）

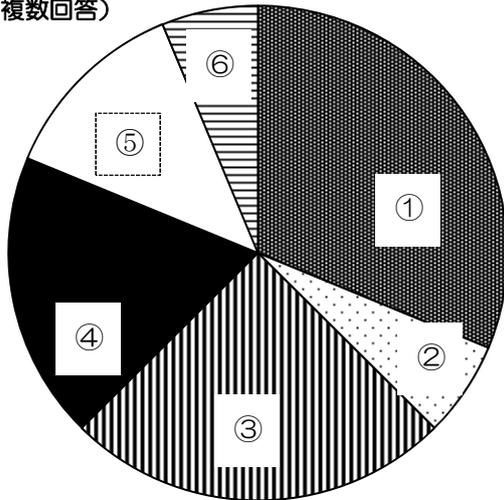
居住支援サービス事業部 営業二課 課長 種田 聖 氏

第3部 テーマ：家財整理・事故現場の特殊清掃の実態

講師：一般社団法人家財整理相談窓口 理事 大邑 政勝 氏

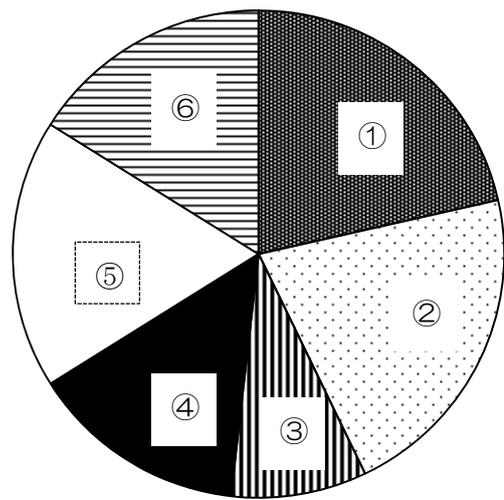
○アンケート結果

問 住宅確保要配慮者の受入れについて当てはまるものを選択してください（回答者：不動産関係者複数回答）

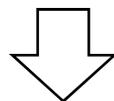


- ①既に高齢者等も受け入れている・・・・・・・・・・ 31%
- ②セーフティネット住宅に登録したい物件がある 6%
- ③家賃債務保証補助制度を積極的に活用したい・25%
- ④見まもりサービスを活用したい・・・・・・・・・・ 19%
- ⑤知合いのオーナー制度、サービスを紹介したい13%
- ⑥家賃補助等があっても高齢者等の受入れは難しい・・・・・・・・・・ 6%

問 興味あるテーマを選択してください（回答者：参加者全員 複数回答）



- ①任意後見・財産管理制度・・・・・・・・・・ 22%
- ②相続・死後事務委任・・・・・・・・・・ 21%
- ③終活サービス・・・・・・・・・・ 9%
- ④居住支援法人の取組み・・・・・・・・・・ 14%
- ⑤外国人の入居に関する支援・・・・・・・・・・ 18%
- ⑥住宅確保要配慮者を対象とした家賃債務保証サービス・・・・・・・・・・ 16%



アンケートの結果、居住支援に関連する各種制度について高い関心が示される。

⇒ 居住支援協議会を設立し、関係団体における連携体制を構築する必要性が高い。

## 東京都北区居住支援協議会について

**居住支援協議会とは**

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子どもを養育している者などの住宅の確保について特に配慮を要する者）や民間賃貸住宅オーナーに対する情報提供、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進について協議するため、住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等により組織される協議会をいいます。

**居住支援協議会において求められる役割****①協議会の体制づくり**

居住支援協議会は、多様な主体が連携し、活動する組織です。地域の実状を踏まえて、協議会の活動内容を定め、それに応じた体制を構築することが求められます。

**②関係者への理解促進**

住宅確保要配慮者が円滑に入居できるようになるには、家主や不動産店、地域等に対して理解を促進し、協力体制を構築することが不可欠です。

**③相談窓口の開設**

住宅確保要配慮者の特性に応じて、居住支援は大きく異なります。相談窓口では必要な情報を一元的に提供できる体制が求められます。

**④住宅確保と情報提供**

地域の家主や不動産店の協力を得て、住宅確保要配慮者が入居を拒まれない住宅を確保することと、住宅情報をきめ細かく提供していくことが求められます。

**⑤居住支援サービス**

円滑な入居を行うためには、入居時における家賃債務保証や保証人の確保等の入居支援だけでなく、入居後の見守りなどを行う生活支援などの担い手を確保することも欠かせません。

**東京都北区居住支援協議会の活動**

- 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅オーナーに対する情報提供に関すること
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動・住宅市場の環境整備

ほか

## 東京都北区居住支援協議会 会員（案）

役職	会員
会長	東京都北区まちづくり部長
副会長	東京都北区健康福祉部長
会員	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部
	北区民生委員児童委員協議会
	社会福祉法人 北区社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 ピアネット北
	特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会
	特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ
	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
	東京都北区健康福祉部
	東京都北区まちづくり部
	東京都北区教育委員会子ども未来部

**東京都北区居住支援協議会会則（案）**

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都北区居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な支援について協議することにより、東京都北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組織

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員の任期は、会員となった日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、東京都北区まちづくり部住宅課に置く。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長は、東京都北区まちづくり部長をもって充てる。
- 3 副会長は、東京都北区健康福祉部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第4章 総会

### (総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- 一 会則の制定及び改廃に関すること。
- 二 会員の変更に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

### (定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。

3 前項の規定による書面による表決又はその権限の行使を他の会員に委任したものは、総会に出席したものとみなす。

## 第5章 その他

### (秘密の厳守)

第10条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

### (雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成31年3月25日から施行する。

2 協議会の設立の日に会員となったものに係る第4条第2項の規定の適用については、「会員となった日から当該日が属する年度の末日まで」とあるのは、「協議会の設立の日から当該日が属する年度の翌年度の末日まで」と読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

会 員

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部  
北区民生委員児童委員協議会  
社会福祉法人 北区社会福祉協議会  
特定非営利活動法人 ピアネット北  
特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会  
特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ  
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
東京都北区健康福祉部  
東京都北区まちづくり部  
東京都北区教育委員会子ども未来部

会議の公開等に関する取扱いについて

1 非公開の原則について

「総会」及びその他の会議については、非公開とする。ただし、総会において公開することが適当と認めるときは、公開とする。

2 議事の公開について

「総会」及びその他の会議の議事については、発言者の了承を得た上で、その要旨について公開する。ただし、総会において、非公開が適当と認めるときは、非公開とする。

## 今後のスケジュールについて

- 平成31年3月25日
  - 東京都北区居住支援協議会「設立総会」  
(会員(案)、会則(案)の承認等)
  
- 平成31年度(2019年度)の予定
  - ・ 会員における居住支援に関する取組みの紹介
  - ・ 東京都北区居住支援協議会における今後の活動の検討について   ほか
  
- 平成31年度末(2019年度末)
  - ・ 東京都北区居住支援協議会「総会」  
⇒ 翌年度の会員(案)の承認   ほか